2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　各種の機器・装置類などは代表的なものを取り上げていること。
⑵　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑶　図書の内容は、商業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑷　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
［水産科］
1　基本的条件
⑴　「海洋情報技術」、「船用機関」、「機械設計工作」、「電気理論」、「海洋通信技術」、「資源増殖」、「海洋環境」、「食品製造」及び「食品管理」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑵　図書の内容は、水産科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑶　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
［家庭科（主として専門学科において開設される教科）］
1　基本的条件
⑴　「生活産業基礎」、「ファッション造形基礎」、「ファッション造形」、「ファッションデザイン」及び「食文化」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべて（「ファッション造形」については、学習指導要領第３章第５節第２款第11の２「内容」の⑷を除く。）を取り上げていること。
⑵　学習指導要領第３章第５節第２款第４「消費生活」の２「内容」の⑸に示す「消費生活演習」、第６「子ども文化」の２「内容」の⑸に示す「子ども文化実習」、第７「生活と福祉」の２「内容」の⑷に示す「生活援助と介護の実習」、第８「リビングデザイン」の２「内容」の⑶のウに示す「インテリアデザイン実習」、第11「ファッション造形」の２「内容」の⑷に示す「総合実習」及び第14「フードデザイン」の２「内容」の⑶のウに示す「テーブルコーディネートとサービスの実習」は、取り上げなくても差し支えないこと。
⑶　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑵　図書の内容は、家庭科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑶　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
［看護科］
1　基本的条件
⑴　「基礎看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」及び「小児看護」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑵　図書の内容は、看護科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑶　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
［情報科（主として専門学科において開設される教科）］
1　選択・扱い及び構成・排列
⑴　未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
⑵　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑶　図書の内容は、情報科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑷　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
2　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。
［福祉科］
1　基本的条件
⑴　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑵　図書の内容は、福祉科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑶　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

附　則

1　この告示は平成22年４月１日から施行し、平成25年４月１日（平成21年４月１日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導の特例を定める件（平成21年文部科学省告示第38号）第３項の規定により平成24年４月１日からの特例が定められている数学、理科及び理数に属する科目の教科用図書の検定にあっては、平成24年４月１日）以降高等学校の第１学年に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条第１項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあっては、同日以降に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））及び中等教育学校の第４学年に進級した生徒の使用に係る教科用図書の検定から適用する。
2　高等学校教科用図書検定基準（平成11年文部省告示第96号）は、廃止する。ただし、平成24年３月31日までに検定の申請が受理される改正前の高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）に基づく高等学校の教科用図書の検定については、なお、従前の例による。